

別表2（第2条関係）

NO	離島患者等	補助対象となる通院
1	がん患者	島外医療施設へのがん治療を受けるための通院とする。
2	子宮頸がん予防ワクチン接種後に多様な症状をていしている患者	島外医療施設への子宮頸がん予防接種後の副反応疑いに係る治療を受けるための通院とする。
3	小児慢性特定疾病児童等	<p>児童福祉法に基づく指定医療機関である島外医療施設への小児慢性特定疾病に係る治療を受けるための通院とする。</p> <p>なお、医療施設のある離島から島外医療施設への通院については、当該通院を要するとの医師の意見書を添付すること。</p>
4	指定難病患者	<p>難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく指定医療機関である島外医療施設への指定難病に係る治療を受けるための通院とする。</p> <p>なお、医療施設のある離島から島外医療施設への通院については、当該通院を要するとの医師の意見書を添付すること。</p>
5	特定疾患患者	<p>沖縄県特定疾病治療研究事業実施要綱に基づく委託医療機関である当該医療施設への特定疾患に係る治療を受けるための通院とする。なお、医療施設のある離島から島外医療施設への通院については、当該通院を要するとの医師の意見書を添付すること。き沖縄県が交付する特定疾患医療受給者証を有する者。</p>
6	重度障害者（児）	<p>医師が島外医療機関での治療が必要と求める通院。</p> <p>なお、当該通院を要するとの医師の意見書を添付すること。</p>
7	新型コロナウイルス感染症患者等	島外医療施設への、新型コロナウイルス感染症に係る検査及び治療を受けるための通院。